

令和元年5月24日  
沖縄県土木建築部長

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の  
最低制限価格試行要領」の一部改正について

みだしのことについて、国土交通省において、低入札価格調査基準の見直しが行われたことから、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 改正内容について 「新旧対照表」(別添)のとおり
2. 施行時期 令和元年6月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用
3. その他 改正後の試行要領(別添)  
土木建築部技術・建設業課建設業指導契約班のホームページに掲載

沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格試行要領（平成27年2月27日土技第2314号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 ～略～</p> <p>(4)地質調査業務（磁気探査業務を含む）</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和元年5月24日から施行し、令和元年6月1日以降に指名通知又は入札公告するものから適用する。</u></p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第4条 ～略～</p> <p>(4)地質調査業務（磁気探査業務を含む）</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額</p>